

人事委員会議事録（第1767回）

1 開催日時

令和7年12月18日（木）10:30～12:00

2 開催場所

3委員会第2会議室

3 会議に出席した者

委 員	大久保 和 代	委員長
	長 尾 真	委 員
	中 上 幹 雄	委 員
事務局職員	三 宅 ゆかり	事務局長
	北 守 人	任用給与課長
	川 崎 勝 之	任用給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件（第1766回）

人事委員会議事録（第1766回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

事務系職種（経験者）採用試験最終合格者決定の件

任用給与課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（12月19日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

第3号議案

障害のある人を対象とする職員採用選考試験最終合格者決定の件

任用給与課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（12月24日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

筆記試験は、身体・精神・知的障害者に関わらず、全員が同じ試験を受けるのか。
筆記試験のレベルはどの程度のものか。

（事務局）

正規の県職員として仕事をしていただく上で、一定以上の能力は必要と考えていることから、同一の試験を実施している。

(事務局)

筆記試験は高卒程度の能力で解ける内容としている。

第4号議案

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件

任用給与課長が、標記規則等の改正内容を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

勤勉手当は、成績率に応じて毎月手当が支給されるのか。

(事務局)

対象期間の勤務成績に応じて評価し、6ヶ月期及び12ヶ月期に一括で支給する。

(委員)

勤勉手当の原資は優秀者が多ければ増えるのか。

(事務局)

全体の原資が決まっており、標準評価の成績良好者の成績率と支給月数の差を優秀者に加算する仕組みとなっている。

(委員)

人事評価はどのように反映されるのか。

(事務局)

将来的な昇給に反映される。

(委員)

初任給調整手当の支給区分の医師・歯科医師職給料表適用者以外とはどのような方か。

(事務局)

国では医系技官にこの区分が適用されており、医師・歯科医師で法整備等行政の業務に従事される方。本県に該当者はいない。

第5号議案

公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件

任用給与課長が、標記規則について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

義務教育等教員特別手当の最高限度額の引下げということは、処遇が悪くなるのか。

(事務局)

給与体系全体の見直しがある中での見直しで、全体としては処遇改善になるもの

(委員)

最高限度額の 7,700 円は 5,700 円と 2,000 円を足した金額か。

(事務局)

そのとおり

第 6 号議案

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件

任用給与課長が、教育委員会教育長から協議のあった標記規則を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

特殊業務手当について、8 時間対象となる業務に従事した場合は、手当の金額が変わるのが。

(事務局)

日額の手当のため、8 時間の場合も 4 時間と同じ金額

協議事項 1

職員採用試験の見直し方針（令和 8 年度）

任用給与課長が、標記試験の見直し内容について説明した。

報告事項 1

職員ガイダンスの実施

任用給与課長が、標記オンラインガイダンスの実施について説明した。

(委員)

説明会当日に参加できなかった方に対して、後日、録画した映像を配信し、質問はメールで受け付けければ良いのではないか。

(事務局)

現状、説明会当日に使用した資料はホームページに掲載しているが、映像は配信していない。

(委員)

質疑応答の時間はどのくらい確保しているのか。

(事務局)

概ね 15 分程度であるが、基本的には質問がなくなるまで対応している。

(委員)

質疑応答の部分は別として、はじめの説明の部分は内容が変わるものではないので、いつでも見られるように映像を配信しても良いのではないか。

(事務局)

説明者に了承を得るなどいくつか課題はあるが、どういった形であれば可能なのか、一度検討させていただきたい。

報告事項2

任命権者が行った処分

任用給与課長が、警察本部長及び教育委員会が行った9件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会